

島根原子力発電所 2号炉 津波による損傷の防止

論点 5「浸水防護重点化範囲の設定」

(コメント回答)

令和2年4月
中国電力株式会社

審査会合における指摘事項【論点 5】

■ 指摘事項（平成 31 年 2 月 26 日 第 686 回審査会合）

【No. 5（論点 5）浸水防護重点化範囲の設定】

原子炉補機海水系及び高圧炉心スプレイ補機海水系の配管及び電路などは、取水槽海水ポンプエリアから原子炉建屋への経路としてタービン建屋を通過しているが、浸水の影響を受ける津波防護対象設備ではないため、タービン建屋を浸水防護重点化範囲としていない。これらの配管、電路について、地震・津波時の浸水状況を踏まえ、その構造・仕様が浸水の影響を受けないものであることを説明すること。

1. 「浸水の影響を受ける津波防護対象設備ではない」としている設備及びその止水措置の構造・仕様の網羅的な提示
2. 「浸水の影響を受ける津波防護対象設備ではないため浸水防護重点化範囲としていない」としている建物・構築物の範囲の網羅的な提示
3. この建物・構築物の範囲における地震・津波時の浸水状況を踏まえた系統・設備の機能喪失要因の抽出（例えば下位クラス設備、資機材の漂流、衝突等）
4. 浸水による影響を受けないことの具体的な根拠（機能喪失要因による影響が否定できること）

■ 指摘事項（令和 2 年 1 月 28 日 第 828 回審査会合）

No.	審査会合日	コメント内容	回答頁
84	令和 2 年 1 月 28 日	・津波防護方針の内郭防護において、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路の特定、それらに対する浸水対策について説明すること。なお、浸水防護重点化範囲として設定した建物及び区画は、海域と接続した取水・放水施設から地下部を介しての浸水経路があり、外郭防護の区画とも重複しているように見受けられるため、津波防護方針の外郭防護における取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止と併せて説明すること。	P.3~9
85	令和 2 年 1 月 28 日	・浸水防護重点化範囲への津波の流入を防止するインターロック等の弁や S s 機能維持とする低耐震クラス配管について、島根サイトの特異性を踏まえた耐震・耐津波設計上及び申請上の位置付けと機能保持の評価方針を説明すること。	P.3~9

審査会合における指摘事項【論点5】に対する回答

■ 回答まとめ

- 「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」を踏まえ、タービン建物、取水槽循環水ポンプエリアを含む耐震Sクラスの設備を内包する建物・区画を浸水防護重点化範囲として設定する。【前回説明】(P.3参照)
- タービン建物については、復水器を設置するエリアから耐震Sクラスの設備を設置するエリアへの浸水対策として、復水器エリア防水壁等を設置し、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）とタービン建物（復水器を設置するエリア）に区画する。【今回説明】(P.4参照)
- 浸水防護重点化範囲への影響評価にあたっては、外郭防護における「取水路・放水路等からの津波の流入防止」において特定した海域に接続する低耐震クラス（浸水防止機能を除く）の機器及び配管の経路を踏まえ、評価を実施する。【今回説明】(P.5参照)
- 影響評価を踏まえた浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策については、「浸水防護重点化範囲内に設置する海域に接続する低耐震クラスの機器及び配管への津波流入防止対策※」と「タービン建物（復水器を設置するエリア）と隣接する浸水防護重点化範囲への浸水対策」を実施する。【今回説明】(P.6～8参照)
- 上記の対策については、耐津波設計における浸水防止設備として位置づけ、耐震Sクラス設計とする。【今回説明】(P.9参照)

※ 浸水防護重点化範囲内に海域と接続する低耐震のクラス機器及び配管がある場合、それら低耐震クラスの機器及び配管が地震により損傷した場合には、その後、襲来する津波が浸水防護重点化範囲に直接流入する事象が生じる。

浸水防護重点化範囲の設定

- 「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」を踏まえ、耐震 Sクラスの設備を内包する以下の建物・区画を浸水防護重点化範囲として設定する。
- 以上より、タービン建物（耐震 Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアを浸水防護重点化範囲として新たに設定した。

【浸水防護重点化範囲】

- ・原子炉建物
- ・タービン建物(耐震 Sクラスの設備を設置するエリア)
- ・廃棄物処理建物(耐震 Sクラスの設備を設置するエリア)
- ・制御室建物(耐震 Sクラスの設備を設置するエリア)
- ・取水槽海水ポンプエリア
- ・取水槽循環水ポンプエリア
- ・非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を敷設するエリア
- ・屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒)
- ・屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽)
- ・屋外配管ダクト (ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)

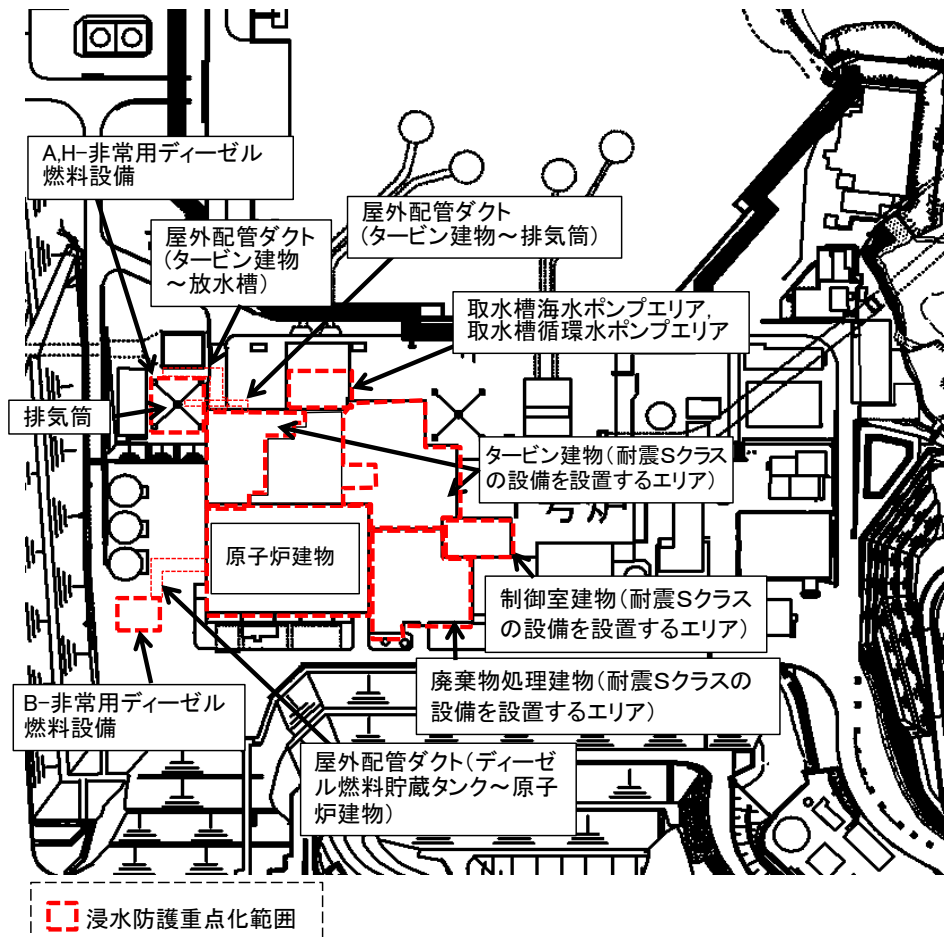


図 浸水防護重点化範囲概略図

タービン建物における浸水防護重点化範囲の設定

タービン建物については、復水器を設置するエリアから耐震 S クラスの設備を設置するエリアへの浸水対策として、復水器エリア防水壁等を設置し、タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）とタービン建物（復水器を設置するエリア）に区画する。

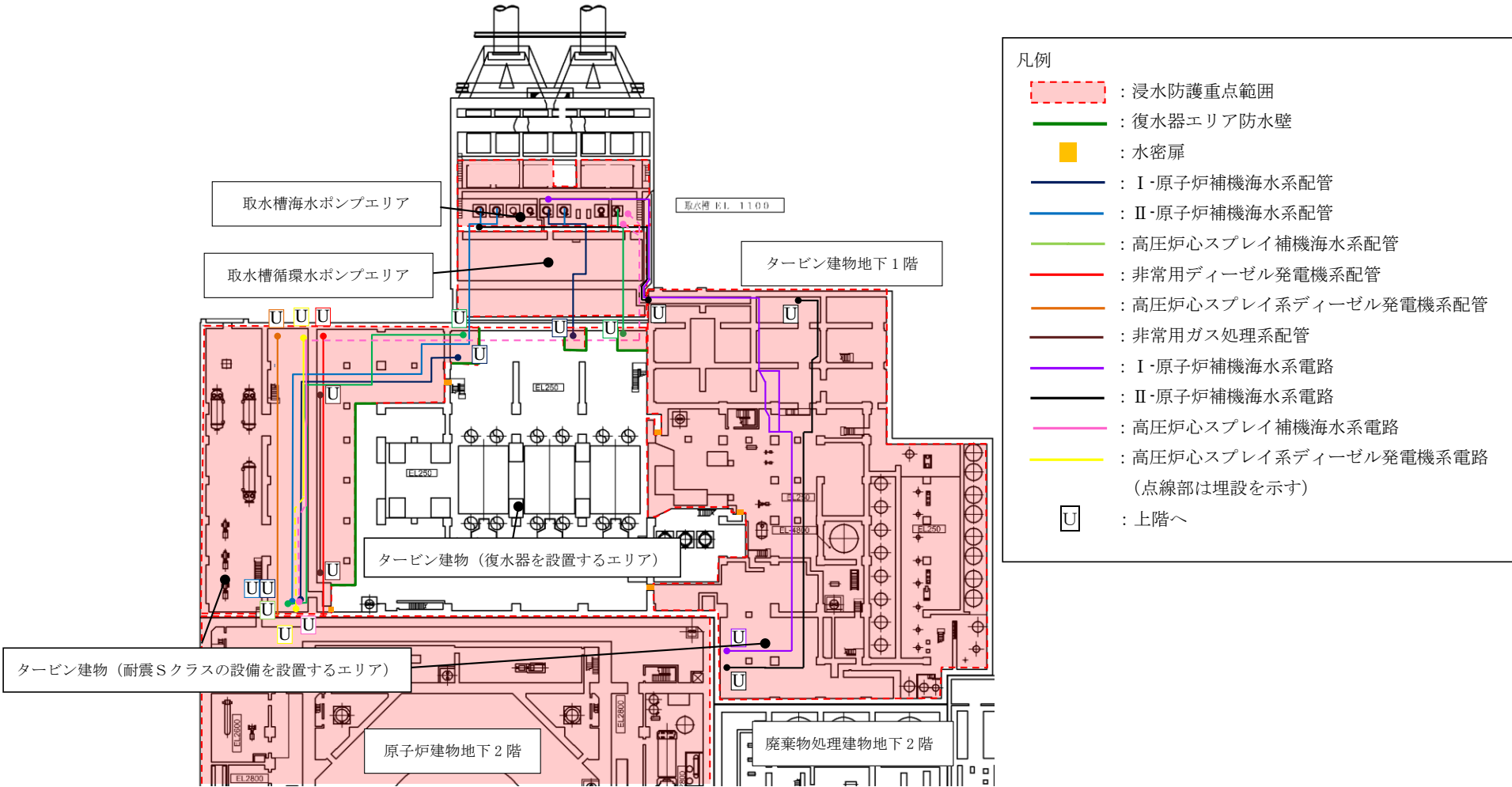


図 復水器エリア防水壁と耐震 S クラスの設備の位置

海域に接続する低耐震クラス機器及び配管の経路

- 内郭防護における浸水防護重点化範囲への影響評価にあたっては、「地震による溢水の影響」（地震による低耐震クラスの機器及び配管の損傷による保有水の溢水及び損傷箇所を介した津波の流入）を考慮し、評価を実施する。
- 損傷箇所を介した津波の流入が想定される海域に接続する低耐震クラスの機器及び配管については、外郭防護 1 における「取水路・放水路等の経路からの津波の流入防止」において特定しており、それらの機器・配管の設置概要及び耐震クラス（浸水防止機能を除く）を以下に示す。

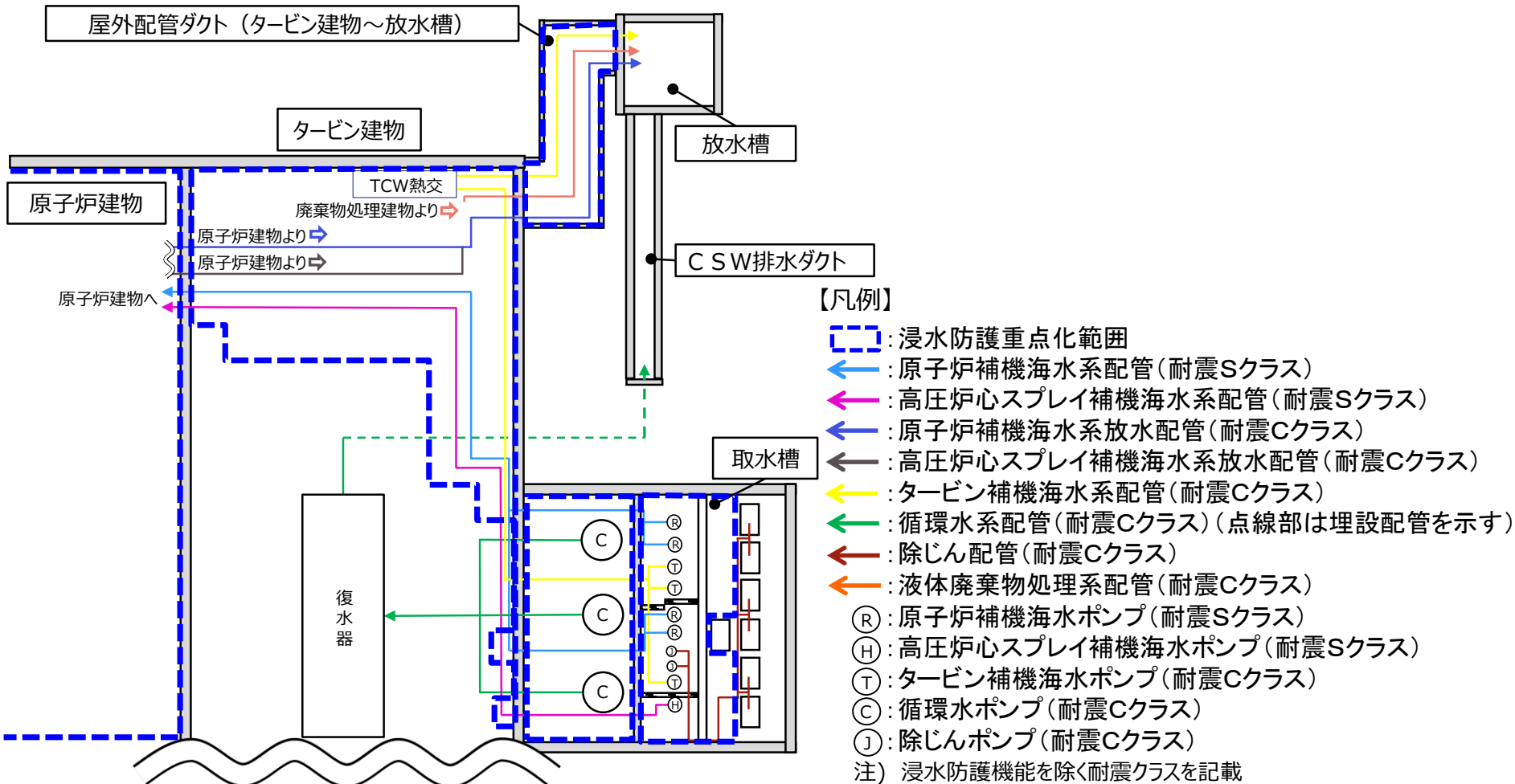


図 海域に接続する機器及び配管の設置概要

浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

- 浸水対策については、低耐震クラスの機器及び配管の経路を踏まえ、以下の2つの観点から実施する。
- ①「浸水防護重点化範囲内に設置する海域に接続する低耐震クラスの機器及び配管への津波流入防止対策」
⇒地震による機器及び配管損傷後の浸水防護重点化範囲への直接的な津波の流入防止
- ②「タービン建物（復水器を設置するエリア）と隣接する浸水防護重点化範囲の境界への対策」
⇒タービン建物（復水器を設置するエリア）に設置する低耐震クラスの機器及び配管が損傷した場合の保有水の溢水に対し、隣接する浸水防護重点化範囲への浸水防止
- ①「浸水防護重点化範囲内に設置する海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管への津波流入防止対策」

浸水防護重点化範囲	機器及び配管	対策	流入防止結果	
			取水路	放水路
タービン建物 (耐震Sクラスの設備を設置するエリア)	タービン補機海水系配管	・インターロックによる電動弁閉止 ・逆止弁閉止	○ (インターロックによる隔離)	○ (逆止弁による隔離)
	液体廃棄物処理系配管	・逆止弁閉止	- (接続なし)	○ (逆止弁による隔離)
	原子炉補機海水系配管 (放水配管)	・基準地震動Ssによる地震力に対して バウンダリ機能維持	○ (損傷なし)	○ (損傷なし)
	高圧炉心スプレイ補機 海水系配管 (放水配管)	・基準地震動Ssによる地震力に対して バウンダリ機能維持	○ (損傷なし)	○ (損傷なし)
取水槽循環水 ポンプエリア	循環水ポンプ及び配管	・基準地震動Ssによる地震力に対して バウンダリ機能維持	○ (損傷なし)	○ (損傷なし)
	タービン補機海水系配管	・インターロックによる電動弁閉止 ・逆止弁閉止	○ (インターロックによる隔離)	○ (逆止弁による隔離)
取水槽海水 ポンプエリア	タービン補機海水ポンプ及び 配管	・基準地震動Ssによる地震力に対して バウンダリ機能維持 ・逆止弁閉止	○ (損傷なし)	○ (逆止弁による隔離)
	除じんポンプ及び配管	・基準地震動Ssによる地震力に対して バウンダリ機能維持	○ (損傷なし)	- (接続なし)

津波の流入防止対策の概要

▶ 海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管への対策により，低耐震クラスの機器及び配管の損傷箇所を介した浸水防護重点化範囲への直接的な津波の流入はない。

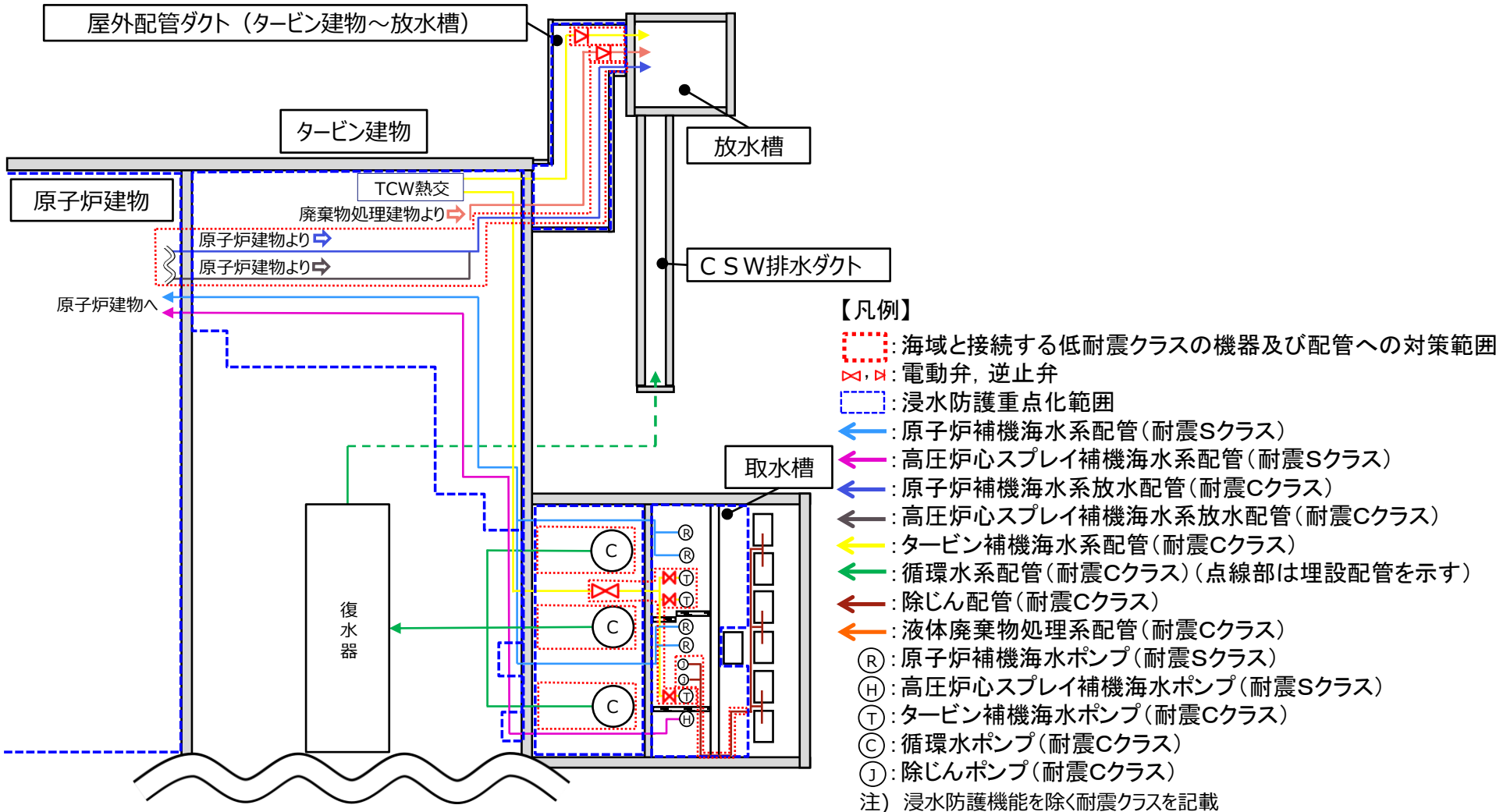


図 浸水防護重点化範囲内に設置する海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管への対策

浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

➤ ②「タービン建物（復水器を設置するエリア）と隣接する浸水防護重点化範囲の境界への対策」
 ■ 地震によるタービン建物（復水器を設置するエリア）に設置する循環水系配管伸縮継手の破損及び低耐震クラスの機器及び配管の損傷により保有水が溢水する事象に対し、隣接する浸水防護重点化範囲（タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）、原子炉建物、取水槽循環水ポンプエリア）への浸水対策として、以下の対策を実施する。

●タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）への浸水対策

- ・復水器エリア防水壁
- ・復水器エリア水密扉
- ・床ドレン逆止弁
- ・貫通部止水処置

●原子炉建物，取水槽循環水ポンプエリアへの浸水対策

- ・貫通部止水処置

➤ なお，対策にあたっては，第9条「溢水による損傷の防止」にて算出したタービン建物（復水器を設置するエリア）における溢水水位EL4.8mに対して，EL5.3mまで止水対策を実施する。

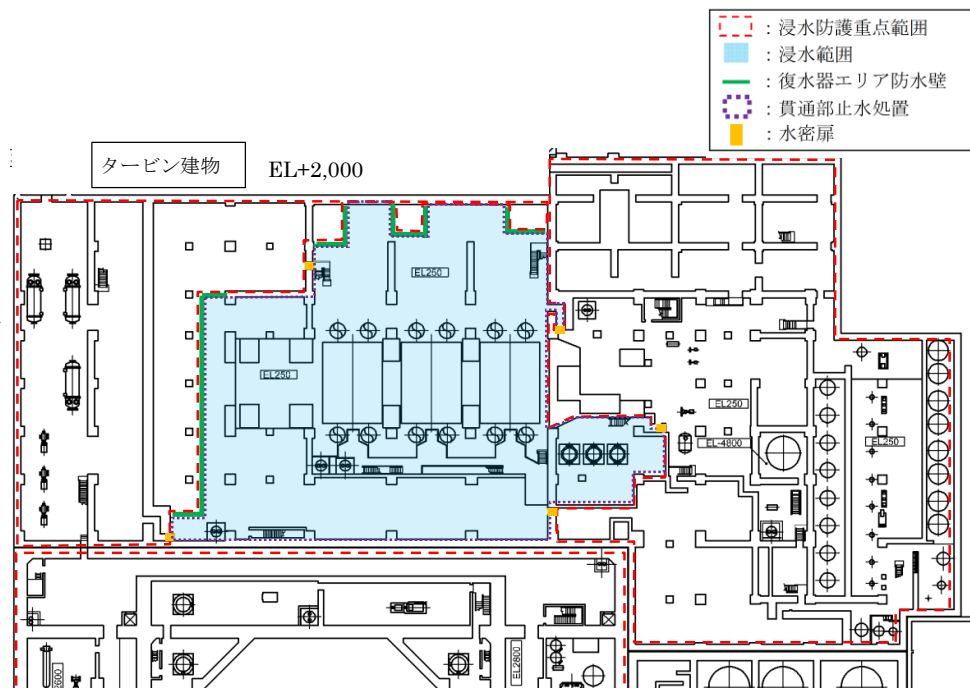


図 タービン建物（復水器を設置するエリア）と隣接する防護重点化範囲への浸水防止対策概要図

浸水対策の設計方針について

- 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策として実施する対策については、耐津波設計における浸水防止設備として位置付ける。
- タービン補機海水ポンプ出口弁に設置するインターロックについては、津波襲来前に確実に閉止するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。
- 浸水防止設備の設計にあたっては、基準地震動 S_s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する（耐震 S クラス）。また、浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。